

# L P ガスの商慣行是正に向けた取引の適正化取組宣言

## (1) 過大な営業行為の制限

---

- ・ 正常な商慣習を超えた利益供与は致しません。
- ・ 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、L P ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等は致しません。

## (2) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

---

- ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底します。
- ・ 電気エアコンやインターホン、Wi-Fi 機器等、L P ガス消費と関係のない設備費用のL P ガス料金への計上は致しません。
- ・ 賃貸住宅向けL P ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上致しません。

## (3) L P ガス料金等の情報提供

---

- ・ 賃貸物件のL P ガス料金については、入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて事前にガス料金を提示するよう努めます。

**有限会社高垣設備は、法令を遵守しL P ガス商慣行是正に向けて取り組みます。**

2024年5月30日